

件名	知事等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例																																
主管課	人事課職員厚生室																																
根拠法令等	地方自治法第204条第2項及び第3項 教育公務員特例法第16条第2項																																
<p>【改正の概要】</p> <p>知事、副知事、管理者、教育長及び常勤の監査委員等に係る退職手当について、退職給付に係る官民較差を是正するための一般職の職員に係る退職手当の引下げ割合（▲16.35%）に相当する割合を段階的にではなく、一度に引き下げる（平成24年度退職者から適用する）ための改正を行う。</p> <p>1 改正条例</p> <p>(1) 知事等の退職手当に関する条例 (昭和31年愛媛県条例第54号)</p> <p>(2) 教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例 (昭和31年愛媛県条例第52号)</p> <p>(3) 常勤の監査委員等の退職手当に関する条例 (昭和33年愛媛県条例第9号)</p> <p>2 退職手当の支給割合の引下げ</p> <p>知事、副知事、管理者、教育長及び常勤の監査委員等に係る退職手当について、それぞれの「支給割合」（退職の日の「給料月額」に「在職月数」を乗じて得た額に乗じる割合）を以下のとおり引き下げる。</p> <p>【計算式】</p> $\text{退職手当額} = \text{給料月額} \times \text{在職月数} \times \text{支給割合}$ <p>(1) 知事等の退職手当に関する条例第3条第1項</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th></th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td>100分の60</td> <td>→</td> <td>100分の50</td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>100分の45</td> <td>→</td> <td>100分の38</td> </tr> <tr> <td>管理者</td> <td>100分の30</td> <td>→</td> <td>100分の25</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例第4条第2項</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th></th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育長</td> <td>100分の35</td> <td>→</td> <td>100分の29</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 常勤の監査委員等の退職手当に関する条例第3条</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th></th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監査委員</td> <td>100分の10</td> <td>→</td> <td>100分の8</td> </tr> </tbody> </table>			改正前		改正後	知事	100分の60	→	100分の50	副知事	100分の45	→	100分の38	管理者	100分の30	→	100分の25		改正前		改正後	教育長	100分の35	→	100分の29		改正前		改正後	監査委員	100分の10	→	100分の8
	改正前		改正後																														
知事	100分の60	→	100分の50																														
副知事	100分の45	→	100分の38																														
管理者	100分の30	→	100分の25																														
	改正前		改正後																														
教育長	100分の35	→	100分の29																														
	改正前		改正後																														
監査委員	100分の10	→	100分の8																														
施行日	公布の日																																
<p>【その他参考事項】</p>																																	